

「電気通信サービス利用者懇談会報告書案（案）」に対する意見書

平成21年1月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリング・オフの規定を設けるべきである

理由

電気通信事業者から電話勧誘を受け、口頭での説明を鵜呑みにして書面もないまま契約し、実際にサービスを受けて始めて説明どおりのサービスではなかったと気付いたとの相談を受けることが多々あります。クーリング・オフの規定を設けることによって、法定書面の交付義務も事業者に課すことになり、消費者にとって契約を冷静に検討する機会を設けることになり、消費者に合理的選択の機会を与えることにもつながると考えます。